

甲南大学法科大学院入学試験問題について

－ 2016年一般入学試験（前期募集・地方） －

試験科目：刑事訴訟法

1：出題趣旨

本学，地方各入試とも，3問について刑事訴訟法の原理や構造を踏まえつつ，各自が時間の範囲内で実務上または原理上重要と思われる項目を中心にメリハリのある法律家を目指す者らしい「起案」をすることを狙ったものである。(1)「逮捕から勾留までの手続について」は，特に警察が逮捕した場合に検察官がどのような関与をするのかを摘示し，その後検察と警察の捜査の二重構造ができることを踏まえる一方，勾留における逮捕前置主義の意義などにも触れることを期待したものである。(2)「訴因変更とは何か。その限界はなにか」について，訴因変更の趣旨とこれを必要とする場面の想定とその際の裁判所などの対応にふれる一方，訴因変更の限界を画する「公訴事実の同一性」についても説明することを期待したものである。(3)「320条1項の趣旨について」は，いわゆる伝聞禁止原則を定める同条項の趣旨を文言にそって解説することを求めるものである。その際，「供述」のうち事実を観察表現しているものについて事実を証明するために使うときに限定されることを適切に指摘する必要がある。また，本条項が公判中心主義を定める規定であること，伝聞禁止の裏の原理が証人尋問中心主義であることなどを適切に指摘する必要がある。

2：採点実感

100点のうち各項目に一定の点数を配分し，優秀，良好，一応の水準，不良に区分して採点している。(1)については，特に，基本的，基礎的な知識の整理はできているものが多い。六法の参照を認めているが，短時間の内に整理した答案が多く，評価できる。ただ，各項目についてどこに問題意識を持つかをやや深めて論ずるものは少なかった。(2)については，縮小認定，時的限界にも言及するなど深めた分析に及ぶ優れたものもあった。(3)「知覚・記憶・表現・叙述」の誤りを是正するというやや学説よりの解説が多かった。(3)について，伝聞禁止の側面を指摘するものが多いが，さらに証人尋問優先を定めていることを指摘するものは少ない。

3：学習方法

基本書で，刑事手続の骨格，手続の流れ，基本概念の理解を条文と判例そして実務にそって理解すること。